

第 1 節 計画の策定方針

1 計画の目的

地震災害対策編 1 ページのとおり。

2 計画の性格

地震災害対策編 1 ページのとおり。

3 計画の構成

地震災害対策編 1 ページのとおり。

4 計画の体系、他の計画との関係

地震災害対策編 2 ページのとおり。

5 計画の修正

地震災害対策編 3 ページのとおり。

6 計画の推進

地震災害対策編 3 ページのとおり。

第2節 防災責任者等の処理すべき事務 及び業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

地震災害対策編4ページのとおり。

2 市民及び事業所の役割

地震災害対策編5ページに準じる。

3 業務の大綱

地震災害対策編7ページに準じる。

第3節 大館市の概況と災害

1 大館市の自然環境

地震災害対策編 12 ページのとおり。

2 大館市の社会的、経済的概況

地震災害対策編 19 ページのとおり。

3 大館市の災害履歴

戦後に本市に被害を及ぼした風水害等のうち、比較的被害の大きかったものは次のとおりである。

①火災

年月日	出火場所	被害概要
昭和 28 年 4 月 29 日 午前 4 時頃	馬喰町	住家等 137 棟 1,633 坪焼失 り災世帯 88 世帯 午前 6 時頃鎮火
昭和 30 年 5 月 3 日 午後 1 時 20 分頃	御成町一 丁目ほか	住家等 508 棟 11,587 坪焼失 り災世帯 264 世帯 4 日午前 3 時頃鎮火
昭和 31 年 8 月 18 日 午後 11 時 45 分頃	東大館駅 前	住家等 1,342 棟 47,566 坪焼失 り災世帯 770 世帯 19 日午前 6 時頃鎮火
昭和 43 年 10 月 12 日 午前 11 時 16 分頃	御成町二 丁目	住家等 263 棟 11,451 坪焼失 り災世帯 284 世帯 午後 2 時 30 分頃鎮火

②水害

年月日	災害事由	被害概要
昭和 38 年 7 月 24～ 25 日（田代地域）	豪雨（梅雨 前線上に低 気圧が発 生）	降水量：田代岳 302 mm （人的被害）なし （橋梁）12 橋流失
昭和 47 年 7 月 7～ 9 日（大館地域）	豪雨（低気 圧の発達）	（人的被害）なし （住家）床上浸水 28 棟、床下浸水 182 棟
昭和 50 年 8 月 20 日 （比内地域）	豪雨（低気 圧の停滞） ※旧比内町 に災害救助 法適用	降水量：比内 300 mm （人的被害）なし （住家）全壊・流失 20 棟、半壊 4 棟、床 上浸水 185 棟、床下浸水 193 棟

平成 3 年 9 月 28 日 (大館地域)	台風第 19 号※秋田県に激甚災害法適用	(人的被害) 重傷 1 名 (住家) 全壊 2 棟、半壊 4 棟、一部損壊 476 棟
平成 19 年 9 月 16～18 日	豪雨(低気圧の発達)	(人的被害) なし (住家) 床上浸水 32 棟、床下浸水 57 棟
平成 25 年 8 月 9 日	豪雨(急速な低気圧の発生)※大館市に災害救助法・激甚災害法適用	(人的被害) なし (住家) 大規模半壊 1 棟、半壊 12 棟、床上浸水 154 棟、床下浸水 287 棟 (農林関係被害) 2,037 箇所 (土砂崩れ) 140 箇所 (市道) 165 箇所 (河川) 204 箇所 (被害額) 約 64 億円
平成 25 年 9 月 16 日	台風第 18 号※秋田県に激甚災害法適用	(人的被害) なし (住家) 床上浸水 11 棟、床下浸水 15 棟 (農林関係被害) 53 箇所

③雪害

年月日	災害事由	被害概要
昭和 38 年 1～4 月	豪雪(三八豪雪)	
平成 18 年寒候期	豪雪(平成 18 年豪雪)	(人的被害) 負傷者 15 名 (住家) 一部破損 99 棟 (非住家) 29 棟
平成 26 年 12 月～平成 27 年 2 月	豪雪	※ 2 月 19 日現在 (人的被害) 死者 1 名、負傷者 15 名 (住家) 半壊 1 棟、一部破損 4 棟 (非住家) 9 棟

第4節 一般災害及び災害想定

1 基本的な考え方

災害は、その発生原因により、暴風雨、洪水等の異常な自然現象を原因とするものと、大規模な火災または爆発等の人為的原因により生ずるものと大別することができる。

被害想定を具体的に定める場合には、災害発生の原因、規模、または特性等の想定要素が必要である。

しかし、現時点で災害の規模、時期またはその被害の状況等について想定することは極めて困難であることから、過去における一般災害の規模と本市における社会的、自然的現況等を考慮した災害を想定する。

2 火災

本市の場合、これまで数多くの大火を経験しているが、その後の消防力の強化や道路整備、住宅の不燃化などにより、過去のような大火の危険性は少なくなった。

しかしながら、近年は、生活様式の多様化に伴い、電気機器（装置）や電気配線等電気関係の火災発生要因も多くなっている。また、建築物の高層化や密集化が進んだことにより、消火活動が一層困難になりつつある。

このような複雑多様化する火災様相に対応するとともに、自然災害に対しても市民の安全を確保するため、消防力の充実強化と災害に強いまちづくりを始め、市民の火災や災害に対する防災意識の高揚を図ることが必要である。

	放火	こんろ	たばこ	ごみ焼等	ストーブ	電気関係	総件数
H23	2	2		2	2	3	26
H24	2	3		6	2	4	27
H25		2		5	3		16

■表1-4-1 過去3年間の主な出火原因

3 水害

本市には、堤防高に余裕が不足するなど、河川または河川堤防における水防上注意が必要な重要水防箇所として101箇所が指定されている。この区域は、大雨が降ると被害をもたらす危険性を有する地域であるため、大雨時には特に警戒を

必要とする。

なお、市を流れる米代川、長木川、下内川、引欠川、犀川、早口川、岩瀬川などはいずれも大雨によるはん濫の危険性があり、想定される災害の中でも現実性が最も高い。

被害規模が最大であったのは、昭和 50 年 8 月 19 日から 20 日にかけての比内地域の集中豪雨で、推定総雨量 300 ミリメートル、11 キロメートルにわたり河川が決壊し、災害救助法が適用された。

また、平成 19 年 9 月 16 日から 18 日にかけて総雨量が 200 ミリメートルを超える豪雨となり、市内全域で河川がはん濫し、住宅等の浸水被害が多く発生した。この豪雨では、米代川十二所水位観測所において、観測史上第 1 位となる 5.73m の水位を記録している。

さらに、平成 25 年 8 月 9 日、明け方から約 3 時間程度、局地的に猛烈な雨が降り、災害救助法が適用される大災害が発生した。1 時間に 120 ミリ以上、3 時間に約 300 ミリの集中豪雨により、大規模半壊が 1 棟、半壊が 12 棟、床上浸水が 154 棟などの被害が生じた。この要因は、山岳によるバックビルディング形成と日本海上での大量の水蒸気の北上と見られており、大雨は二つの線状降水帯が停滞することでもたらされ、それぞれの線状降水帯は風上に当たる奥羽山脈の山岳で積乱雲が繰り返し発生することで形成されていた(バックビルディング形成)。また、前日に山陰沖に存在していた大気下層の大量の水蒸気が、その絶対量をほとんど変えずに日本海上を北上し、東北地方に流入したためであることが分かっている。

先述した河川には、避難判断水位が定められている。また、市では、国土交通省や県で各管理河川の浸水想定区域図(洪水はん濫予測)が作成・公表され次第随時「洪水ハザードマップ」を整備している。このような避難判断水位やハザードマップ等を活用し、平常時から行政と地域住民等との連携を深めた避難対策を整備しておくことが必要である。

◆重要水防箇所一覧表

(資料 24-2)

4 雪害

本市は、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき、大館地域が「豪雪地帯」に、比内・田代地域が「特別豪雪地帯」に指定されている。この法律は、「積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ市民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより当該地域の産業と民生の安定向上に寄与すること」を目的として、昭和 37 年に成立したものである。

本市は、北日本の日本海側という地理的条件により、降雪が気象上の特徴である。平成 18 年(平成 18 年豪雪)及び平成 26 年 12 月から平成 27 年 2 月にかけて

の大雪では、屋根の雪下ろし作業中の転落事故や家屋等の損壊など、多くの被害が発生したことから、今後もこれ以上の大雪となった場合、交通ネットワークのまひや電線等の切断など、さらに多くの被害が発生し、市民生活にも多大な影響を及ぼすことが想定される。

また、本市には「雪崩危険箇所」が 153 箇所指定されている。雪崩は、急傾斜地と積雪が存在する地域では、どこでも発生しうる危険性を伴っている。

◆雪崩危険箇所

(資料 23-2)

5 風害

風害は大きく分けて、台風や発達した低気圧による強風、突発的な竜巻のようなものに分けられる。

台風や強風による被害は、毎年農作物に多く、ハウス等の倒壊、果樹木、稲の倒伏等が挙げられる。また、屋根、トタンの剥離等の建物被害も発生しており、飛散物による人的被害にも十分注意し警戒する必要がある。

なお、平成 3 年 9 月 28 日に襲来した台風 19 号では、歩行者の転倒や飛来物によるケガ、家屋等の損壊、果樹の落下、稲の倒伏など多くの被害が発生した。

また、突風（竜巻）は、突発的に発生するため、発生の予測は難しく、かつ発生すると強烈な風が家屋等を襲うため、局所的に大きな被害が出ることが多い。

6 土砂災害

土砂災害には、主として「急傾斜地崩壊（崖崩れ）」「地すべり」「土石流」の三つに分けられ、現在、急傾斜地崩壊危険箇所 171 箇所、地すべり危険箇所 13 箇所、土石流危険渓流箇所 124 箇所がある。

本市中心部には長木川が形成した大規模な河岸段丘が存在し、急傾斜地を形成しているほか、中山間地域の山間部にも集落があり、地すべり等の土砂災害の危険性が指摘される地区も少なくない。また、山間部を切開して開発された道路などでも土砂崩れによる通行止めとなるなど、今後も地すべり、土砂崩れなどの災害が発生することが想定される。

さらに、崖崩れ等により、その交通遮断が原因で孤立集落となることも予想されるため、交通被害の防止に必要な措置を取る必要がある。

◆土砂災害警戒区域指定箇所表

(資料 17-2)

◆急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料

(資料 18)

◆地すべりに関する資料

(資料 19)

◆土石流危険渓流に関する資料

(資料 21)